

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	千代田ファーム株式会社 ちよだファーム
住 所	愛知県あま市木田東23-1
電話番号	052-526-2666

事業所番号	2310500786
管理者名	石井 哲也
対象年度	令和6年度

(Ⅰ) 労働時間		
①1日の平均労働時間が7時間以上		40 点
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		

①90点 ②80点 ③65点 ④55点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

(Ⅱ) 生産活動		
①過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		-20 点
②過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
③過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
④過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
⑤過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満		
⑥過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満	○	

①60点 ②50点 ③40点 ④20点 ⑤-10点 ⑥-20点

(Ⅲ) 多様な働き方（※）		
①免許・資格取得、検定の受検動奨に関する制度		15 点
就業規則等で定めている		
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている	○	
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		5 点
就業規則等で定めている	○	
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		5 点
就業規則等で定めている		
小計（注1）		5 点

（※）8項目の合計点に応じた点数

（注1）5以上：15点、4～3：5点、2点以下：0点

(Ⅳ) 支援力向上（※）		
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		5 点
参加した職員が1人以上参加している	○	
②研修、学会等又は学会誌等において発表		
1回以上の場合		
③視察・実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている	○	
④販路拡大の商談会等への参加		
1回以上の場合	○	
⑤職員の人事評価制度		
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
⑥ピアサポーターの配置		4 点
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		○
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計（注2）		4 点

（※）8項目の合計点に応じた点数

（注2）5以上：15点、4～3：5点、2点以下：0点

(Ⅴ) 地域連携活動		
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10 点

1事例以上ある場合：10点

(Ⅵ) 経営改善計画		
経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。	○	0 点

期限内に提出していない場合：-50点

(Ⅶ) 利用者の知識・能力向上		
前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。	○	10 点

1事例以上ある場合：10点

項目	点数	5点	20点	30点	40点	55点	65点	80点	90点
労働時間	5点	20点	30点	40点	55点	65点	80点	90点	
生産活動	-20点	-10点	20点	40点	50点	60点			
多様な働き方	0点	5点	15点						
支援力向上	0点	5点	15点						
地域連携活動	0点	10点							
経営改善計画	0点	-50点							
利用者の知識・能力向上	0点	10点							

合計	60	点	/ 200点
----	----	---	--------

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

(Ⅰ) 労働時間									
前年度（令和6年度）									
雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	9,701.25	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	2,198	人	利用者の1日の平均労働時間数	4.41	時間	
(Ⅱ) 生産活動									
会計期間（4月～3月）									
前々々年度（令和4年度）									
生産活動収入から経費を除いた額	5,389,956	円	利用者に支払った賃金総額	11,821,034	円	収支	▲ 6,431,078	円	
前々年度（令和5年度）									
生産活動収入から経費を除いた額	7,257,898	円	利用者に支払った賃金総額	11,637,908	円	収支	▲ 4,380,010	円	
前年度（令和6年度）									
生産活動収入から経費を除いた額	8,238,668	円	利用者に支払った賃金総額	10,656,944	円	収支	▲ 2,418,276	円	
(Ⅲ) 多様な働き方									
前年度（6年度）における取組（全体表「(Ⅲ) 多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めている」と選択した場合に記載）									
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度			②利用者を職員として登用する制度			③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律			
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度を定めている ☐			②利用者を職員として登用する制度を定めている ☐			③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する制度を定めている ☒			
④フレックスタイム制に係る労働条件			⑤短時間勤務に係る労働条件			⑥時差出勤制度に係る労働条件			
④フレックスタイム制に係る労働条件を定めている ☒			⑤短時間勤務に係る労働条件を定めている ☒			⑥時差出勤制度に係る労働条件を定めている ☒			
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度			⑧傷病休暇等の取得に関する事項						
⑦有給休暇の時間単位取得または、計画的付与制度を定めている ☒			⑧傷病休暇等の取得に関する事項を定めている ☐						
(Ⅳ) 支援力向上									
前年度（6年度）における取組（全体表「(Ⅳ) 支援力向上」の各項目に取組あり選択とした場合に記載）									
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会			②研修、学会等又は学会誌等において発表			③視察・実習の実施又は受け入れ			
①研修計画を策定している ☒			②研修、学会等又は学会誌等において1回以上発表している ☐			③先進的事業者の視察・実習の実施している ☒			
①外部研修、もしくは内部研修を1回以上実施している。 ☒			※研修、学会等名			※先進的事業者名			
※研修名 障がい者虐待防止研修			実施日 月 日			実施日/参加者数 月 日 人			
研修講師 竹田晴幸			※学会誌等名			※他の事業所名 ボラリス大治教室			
実施日・受講者数 12月 10日 1人			掲載日 月 日			実施日/参加者数 10月 3日 3人			
発表テーマ									
④販路拡大の商談会等への参加			⑤職員の人事評価制度			⑥ピアサポーターの配置			
④販路拡大の商談会や展示会等へ1回以上参加している。 ☒			⑤職員の人事評価制度を整備している ☐			⑥ピアサポーターを配置している ☐			
※商談会等名 あいち農福マルシェ			⑤当該人事評価制度を周知している ☐			⑥当該ピアサポーターは「障害者ピアサポーター研修」を受講している ☐			
主催者名 農福連携自然栽培パーティ全国協議会			人事評価制度の制定日 年 月 日			配置期間 月 日～月 日			
日時 12月 14日			人事評価制度の対象職員数 名			就業時間			
内容 野菜の販売			うち昇給・昇格を行った者 名			職務内容			
			当該人事評価制度の周知方法						
⑦第三者評価			⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等						
⑦前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価を受けている ☐			⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等を受けている ☒						
※評価を受けた日 月 日			※認証を受けた日 R4. 6月 21日						
第三者評価機関			規格等の内容 ノウフクJAS						
(Ⅵ) 経営改善計画									
⑥指定権者である都道府県（指定都市・中核市）へ、経営改善計画書へ提出した。 ☒									
※受理日 R7 年 3月 24日									

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。